

失業等により所得が著しく減少する世帯で 一定の条件を満たす場合は 平成21年度国民健康保険税が減免されます。

失業とは…

本人の意思に反した会社等の都合による解雇や、倒産及び深刻な経営の悪化による廃業により失業した場合はいいます。(自己都合による退職は除きます。)

減免対象となる世帯は？

「失業により社会保険等から国保に加入した方が現在いる世帯」または、「国保加入者が失業し引き続き国保に現在加入している方がいる世帯」

減免対象世帯の所得要件とは…

平成20年中世帯全員の所得（以下、世帯所得といいます）が400万円以下の方で平成21年中の世帯所得が前年度より3割以上減少する方。

=【世帯主の所得(※国保に加入していない方も含む)+国保に加入している方全員の所得の合計】

■ 所得内容

比較対象所得① 平成20年中 (H20.1.1~H20.12.31)	比較対象所得② 平成21年中 (H21.1.1~H21.12.31)
給与等所得 (事業所得等含む)	雇用保険基本手当(失業保険) 給与等所得(事業所得等含む)
その他課税対象所得 (山林・譲渡・退職等含む)	その他課税対象所得 (山林・譲渡・退職等含む)

■ 減免世帯所得要件

比較対象所得① 平成20年中 (H20.1.1~H20.12.31)	比較対象所得② 平成21年中 (H21.1.1~H21.12.31)
400万円以下	減少割合30%以上 280万円以下

減免される保険税と割合は？

減免は、平成21年度国民健康保険税の所得割額について行います。

減免前	減免後
所得割	所得割
資産割	資産割
均等割(26,200~33,600円/1人)	均等割(26,200~33,600円/1人)
平等割(35,100円/世帯)	平等割(35,100円/世帯)

減免割合
↓
所得の減少率に応じて
12.5%
?
100%

減免されるのは、所得割部分だけです！

申請者と申請に必要なもの

- ☆申請者 納税義務者（世帯主）、但し同一世帯内の被保険者であれば代理で申請できます。
- ☆失業理由が確認できるもの [例 離職票、雇用保険受給資格者証、廃業届、破産決定通知書等 など。]
- ☆印鑑（世帯主の印鑑、代理人申請の場合は代理人印鑑を持参）
- ☆減免申請用紙等は申請時にお渡します。

申請期間と場所

平成21年8月19日(水)~25日(火)(土・日除く)
午前9時~午後5時
国東市役所税務課（国東市国東町田深）

※日程や場所等都合が悪い方は事前に電話でご相談ください。

★随時、国東市役所税務課での申請は可能です。ただし、9月以降の場合は、申請の日以降に到来する納期に係る保険料分の減免になります。

問い合わせ 税務課 市民税班 ☎0978-72-5162